

静岡県告示第491号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月14日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊東西伊豆線	A工区 伊豆市市山字大畑 1095番の14地内	前	17.2~17.4	6.0
			後	17.4~18.1	6.0
		B工区 伊豆市市山字大畑 1095番の14地内	前	13.0~13.4	6.0
			後	14.8~15.3	6.0

=====

静岡県告示第492号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月14日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	蔵田島田線	藤枝市瀬戸ノ谷字堂平10536 番の1地内	前	4.6~15.6	23.2
			後	4.3~6.2	23.2